

トピックス (主な内容)

- 特集記事: P 1・2
 - ・多様化するキャッシュレス決済
利用と支払いのタイミングで3つに分類
キャッシュレス決済手段の主な種類
- 消費生活情報: P 3
 - ・クリーニングのトラブルにご注意!
- 消費生活関連情報: P 4
 - ・洗濯表示の基礎知識
 - ・消費者教育講演会のお知らせ

特集記事

～多様化するキャッシュレス決済～

近年、現金を使わずにお金を払う「**キャッシュレス決済**」の利用が進んでいます。キャッシュレス決済にはいくつかの決済手段があるので、自分に合ったものを選んで便利に使いこなしましょう。

■利用と支払いのタイミングで3つに分類■

前払い(プリペイド・電子マネーなど)

カードやスマートフォンに事前に金額チャージをしておき、商品やサービスの購入時にチャージした金額から支払う**前払い式**の決済手段です。前払いは事前に入金した範囲内での利用となるため、使いすぎを防ぎ、残高管理が容易です。カードを作る際の**与信審査は不要**です。

即時払い(デビットカードなど)



商品やサービスの購入時に、代金が銀行の口座から即時に引き落とされる**即時払い式**の決済手段です。銀行口座の残高で直接支払うため、この決済手段を提供できるのは銀行と、銀行の許可を得た事業者に限られています。カードを作る際の**与信審査は不要**です。

後払い(クレジットカードなど)



キャッシュレス決済として最も普及し、商品やサービスを受け取った後から支払い請求がくる**後払い式**の決済手段です。クレジットカード会社などが店舗に代金を立て替えて支払い、その後で利用者に請求する仕組みで、カードを作るためには支払能力を事前に調査する**与信審査が必要**となります。クレジットカードの支払方式には1回払い、ボーナス一括払い、分割払い、リボルビング払いなどがあります。

次ページにつづく▶▶▶

■ キャッシュレス決済手段の主な種類 ■

カードによる決済

カード情報を店舗等の読取機で読み取るだけで支払いができる簡単で便利なサービスの一つです。クレジットカード、デビットカード、交通系IC・流通系ICカードなどがあります。クレジットカードやデビットカードはネットショッピングでも利用できます。
※決済時に暗証番号やサインを求められる場合があります。

コードによる決済

利用時にスマートフォンでアプリを立ち上げ、二次元コードやバーコードで認証して支払います。店舗等での支払いだけでなく、送金に対応するサービスもあります。コード決済アプリを利用するには、コード決済運営会社のサービスへの登録が必要です。

コード決済には、残高方式とひも付方式の2つの支払方法があります。

- ①残高方式：事前に現金、銀行口座、クレジットカード等でチャージした残高から支払う
- ②ひも付方式：事前に設定しておいたクレジットカードまたは銀行口座から支払う

携帯キャリアによる決済

利用した料金をスマートフォンなどの通信・通話料金と併せて請求され、支払います。利用明細には、通信料と区別してキャリア決済利用分は『コンテンツ利用料』などと記載されます。キャリア決済は、通信事業者や年齢区分により利用上限金額が決められています。

■ □ ■ キャッシュレスのメリットとデメリット ■ □ ■

■ メリット ■

- 支払いの手続きが簡単
- 現金を持ち歩く必要がない
- 利用履歴が確認でき、金銭管理が容易
- 万が一、紛失しても連絡すれば利用を停止できる
- 記名式のICカードであれば、紛失した際にも未使用分のチャージ金額の返還が可能
- 事業者によってはポイント還元制度がある

■ デメリット ■

- 現金しか使えない店舗がある
- 前払いの場合はチャージしていないと使えない
- IDやパスワードを盗まれ、不正使用される場合がある
- 通信状態が悪い場合やシステム障害が発生した場合は使用できない
- 店舗によって取扱い事業者が異なるため、使えない場合がある
- お金を使ったという実感が湧きにくく、使いすぎのリスクがある

【キャッシュレス利用の際の注意点】

■ 利用明細書や履歴は定期的にチェックしましょう！

身に覚えのない利用履歴が見つかった場合は、すぐに発行会社の相談窓口ご連絡しましょう。

■ 紛失した場合は、すぐに発行会社に連絡しましょう！

カードを紛失した際は、発行会社に利用を停止してもらい、その後、再発行の手続きをします。紛失時の救済措置については各社異なるので事前に規約を確認しましょう。

スマートフォンを紛失した際も通信事業者利用停止を連絡し、その後の対応は事業者と相談しましょう。

クリーニングのトラブルにご注意!

生活に身近なクリーニングですが、シミ、変色、紛失等の相談が多く寄せられています。

衣類をクリーニングに出す際や受け取る際には、気をつけましょう!



トラブル事例①



半年前にジャケットをクリーニングに出し、受渡日に引き取った。その際に出来上がりの状態を確認せずにクローゼットに収納した。先週着ようとしたら、袖口の変色と肩の部分が縮んでいて着られる状態ではなかった。すぐにクリーニング店に連絡すると、半年も過ぎてから苦情を言われても対応できないと言われた。(60歳代 男性)

トラブル事例②



インターネットでクリーニング業者に衣類5点を出し、クレジットカードで決済をした。2週間後にクリーニングされた衣類が送られてきたが、スカート1点が見当たらなかった。すぐに業者に連絡をしたがメールで問い合わせるように音声メッセージが流れたため、メールで問い合わせているが連絡が来ない。(30歳代 女性)

トラブル防止のためのアドバイス

クリーニングによるトラブルは、複数の要素が重なって原因の特定が難しい場合があり、時間が経つと解決がより困難になるため、ご注意ください。

■**店舗型**では、クリーニングを出すとき、受け取るときには、**衣類の状態や処理方法**を必ず**店側と一緒に確認**しましょう!

■**ネット宅配型**のクリーニングは、直接対面で確認を行うことができないがゆえに起こるトラブルがあります。また、宅配業者が介在することによる**衣類の紛失・き損のトラブル**も起こります。**店舗型との違いをよく理解**したうえで、利用するかどうかを検討しましょう!

■全国クリーニング生活衛生同業組合連合会では、トラブル解決のために『**クリーニング事故賠償基準**』を作成しており、この基準は **‘Sマーク、’**や **‘LDマーク、’**のある店舗に適用されます。また、独自の基準を設けている店舗もあるので、利用する店舗のルールを確認しましょう!

*Sマーク:「クリーニング業に関する標準営業約款」の登録店

*LDマーク: 都道府県クリーニング生活衛生同業組合の加盟店



■『クリーニング事故賠償基準』に基づき賠償される場合は、**購入時からの経過月数**などが勘案されるため、購入時の金額が戻ってくるわけではありません!

■困ったときは、消費生活総合センターに相談しましょう!



洗濯表示の基礎知識

家庭で洗濯できるかどうかは衣類の『洗濯表示』を見れば分かります。衣類についている『洗濯表示』の記号と意味を覚えて、家庭での洗濯に役立てましょう！

家庭での洗濯方法



40℃以下で洗濯機 「標準」*
数字は洗濯温度の上限を表示



押し洗いなどの「手洗い」で洗う
上限温度は「線なし」が40℃



40℃以下で洗濯機 「標準」*
「-」は「線なし」よりも弱く、
「=」は更に弱く洗う



30℃以下で「手洗い」で洗う
「-」は30℃での手洗い



30℃以下で洗濯機 「弱」*



家庭での洗濯はできない

*洗濯機の機種により異なる



アイロン



高温210℃まで



中温160℃まで



低温120℃まで



低温120℃まで
スチームなし



アイロンNG

漂白



塩素系漂白剤も
酸素系漂白剤も使える



酸素系漂白剤のみが使える
酸素系漂白剤は、ほとんどの
柄物に使える漂白剤



漂白剤は
使えない

乾燥

自然乾燥



ハンガーにかけるか、小物
干しなどに吊るして干す
四角の中の1本線は脱水して、
2本線は脱水せずに干す



平らな場所に広げて干す
四角の中の1本線は脱水して、
2本線は脱水せずに干す



陰干し



家庭用のタンブル乾燥機が
使える

記号内の「・」は乾燥温度を表す
「・・」はヒーターを「強」など、
「・」はヒーターを「弱」などに
設定




タンブル乾燥は
できない

タンブル乾燥



消費者教育講演会のお知らせ

開催日・定員	テ ー マ	講 師
令和7年1月30日(木) 13:30~15:30 (開場13:00) 定員:400名(当日先着順) 参加無料	人生100年時代の 消費者トラブル対策 ■会場■ 港南公会堂 ホール ■交通■ 地下鉄ブルーライン「港南中央」駅 下車、徒歩1分	きくま ゆきの 弁護士 菊間 千乃氏 
【申込方法】事前の申込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。先着順です。 【対 象】横浜市内に在住・在勤・在学の方 【問合せ先】「消費者教育講演会」担当 電話：045-845-5640		



横浜市消費生活総合センター

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 4F・5F 電話:045-845-5640 FAX:045-845-7720
 作成:公益財団法人横浜市消費者協会(指定管理者) 発行日:令和6年11月25日